

いただきます。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、大部初幸君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開は1時55分から。

午後1時38分休憩

午後1時54分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。次に、14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております
14番議員の小宮教義でございます。きょうは私がラストバッターでございます。私の持ち時間
はいつも50分でございますので、よろしくお願ひをいたします。

先月の2月2日に長崎県知事選挙がございました。そして、現職の中村法道さんが見事2期目
を当選をなされました。最初の1回目はタイトルが「こぎ出せ！長崎」ということで、船の絵が
ございましてこういう形になっておりました。「こぎ出せ！長崎」ということで、今回は「ステ
ップアップ」ということですよ。それからちょっと上がったんでしょう。ステップアップの次は
何かといいますと、これはステップ・アップ・ジャンプしかないわけでございますから、ジャン
プまでぜひ知事さんには頑張っていただきたいと思います。

知事は皆さん御案内のとおりに対馬支庁長もなされております。特に、この私どもの対馬には
非常に特別な想いがあるようでございます。知事の選挙公約、たくさんございますが、この外国人
人の受け入れ対策、そして、宿泊の対策、そして、地元産品のブランド化などございます。特に
ことしほとびは県の事業として私どものこの朝鮮通信使の世界記憶遺産登録という事業を行っていただ
けるとお聞きをしております。私どもこの対馬島民こそって中村知事の今後のこの4年間のかじ
取りと、そしてさらに、さらなる対馬の振興をお願いを申し上げる次第でございます。

ことしほとびは年のはじめから非常にうれしいことがございました。1月の28日ごろでしたでしょうか、
簡単な方法で画期的な万能細胞——S T A P というんでしようか、の発表がございました。
理化学研究所の小保方晴子さん、30歳でございます。割烹着姿の非常にかわいらしい印象を受
けました。これについて朝日新聞は1月の30日付の新聞でこう書いてございます。「小保方さ
んは今までの研究を振り返り、次のように言っている」と。「やめてやると思った日も、泣き明
かした夜も数知れないんですが、きょう1日、あす1日だけ頑張ろうと思ってやっていたら、
5年が過ぎていました」というふうに言っておられます。やめてやると思った日も、泣き明かし
た夜も数知れないんだと。実際に胸にジンと来る思いがいたします。中には、疲れがたまつたから
市長をやめるというふうなお人もおるようでございますが、残念至極でございます。

では、さきに通告しておりました2点について市政一般質問をさせていただきます。

質に入る前に、私いつも市民の声ということで御披露させていただくんですが、今回も市民の声をお聞きしておりますので、この場を借りて声をお伝えをさせていただきたいと思います。前回と同様、5名でございます。よろしゅうございます。まず、1人の方なんですが、「やめると言ったり、やめないと言ったり、本当に頼りにならない市長さんですね。市民の代表と思うと、私は胸が痛みます」という話ですよ。そして、これは子供持ってる方なんでしょう、「子供たちにどのように説明していいかわかりません。子供たちが何でも投げやりになりそうで怖いです。どうかなりませんか」という話でございます。これは上の方のお話なんですが、「上のほうでの方言で、人をだますことをへっぱぐこぐと言うとか、盗人ごとを言うと言いますが、市民の代表の市長さんがどうしてへっぱぐごとを言われるんですか」というお話もございます。そして、4人目でございますが、「首長はやめると公式の場で発言したら終わりだと思います。いつやめるかわからない市長に職員もついていけないと思います。対馬市政を正すために、早くやめてください。市民からのお願いです」と、これは上のほうのお話でございます。最後の5人目でございますが、「市長さんはいいですね。疲れがたまたらやめると言えるから。私は幾ら疲れてもやめられません。働かなくては今月の生活ができません」というふうな5人の市民の声をまず伝えさせていただきます。

では、順次質問させていただきます。

市長の辞職発言についてでございますが、よくテレビをにぎわしております大阪市の市長、橋下さん。そして、この前選挙がございましたが、東京都の猪瀬都知事。両方ともやめると言ったらピシャリとやめました。では、この対馬の市長はどうなのか。議会冒頭からやめると言いながら、そして、3日が過ぎるとやめないと言う。これは人間としての基本的な基軸がずれておるんじゃないのかと。これ以上、対馬市民の恥をさらすことはできない。早く辞職するお考えはないのかということでございます。

2点目は、これ私もう何回も何回も言うんですが、いづはら病院の跡地の問題について。

これはもう既に市長さんが当選をされて、ことしでもう3年目を迎えるわけでございます。一昨年ですか、24年の12月議会のときに私がこのように話をしております。その中で市長は、「ケアミックスの病院ができるときにはやめるんだ」と、「ぐだぐだとやる予定はない」と、はつきりと明言をされております。

このような現状の中で、先が見えない中で、まだぐだぐだとやるお考えがあるのかというこの2点でございます。

市長の答弁を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 14番議員の御質問にお答えさせていただきます。

市民の声、いろんな声があるということでございますが、私のほうにもいっぱい実は届いておりますけども、あなたに対する問題について。しかし、ここではあえて申しません。

そして、1点目の問題でございますが、12月における議会の中での問題、基軸がずれているんではないかというふうなことがございました。

私、今回の3月議会の冒頭におきまして、施政方針演説の中で「対馬再生への責任は全うする覚悟である」というふうに表明をさせていただきました。しっかりと自分の残された任期、約束を守れるようにやっていきたいというふうに思っております。

それと、私、12月あのような発言があつて、またいろいろ考えるわけです。何でこんなことになるのかなと、自分自身思っていました。特に、14番議員とのやり取りを毎回やるんですけども、あまりにも前向きでないと。あなたの質問も、私が答えようもないような。もっと市民は建設的な論議というのを待ってるんではないかということを、感じてなりません。

そういう中、この場をそういうふうなことで組み立てていく場にできればいいなど、12月議会以降感じておるところでございます。

2点目の問題につきましては、跡地利用計画の検討委員会も提言書が出され、そして、御承知のとおり12月の議会におきまして対馬いづはら病院の跡利用に関する決議が、議会のほうでも議員の皆様の良識ある判断によって可決がされております。これによりまして、議会と一緒にになってこの跡地利用の整備の実現に向け、動き出しをしていきたいというふうに思っておりますし、あの日はたしか18日だったと思います（発言する者あり）はい。12月の18日、その翌々日に実は議長と一緒にまずもって県のほうに出向きました。部長以下、担当課長もそこで一緒にになってこの決議の方向性とか提言書の問題等について話をさせていただきました。県のほうからも、この問題については一緒に汗をかくというふうに御意見をいただいておるところであります。

議会の決議ということでございますので、できれば14番議員もその方向の中で、統合病院ができた後、そして、いづはら病院の跡利用の今度は改修等が出てこようかと思いますけども、それらへの日数は当然かかると思いますが、どうかそういう方向で一緒にになってこの問題に走つていただければというふうに思っておるところであります。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この市長のやめる発言ですけど、一緒に発展的な考えをやろうじゃないかというお話ですよね。しかし、このようにもとをつくるわけですから、やめるとか何とかっていうこういう大きい問題をつくるから、こういうことになるんですよ。

じゃあ、先に市長の辞職発言については次にやりたいんですが、これが終わった後です。まず、

このいづはら病院の跡地の利用について。

前回もするし、何回も何回もするんですが、ある程度のこの発言の内容の整理も必要だと思うんですよ。同じことを繰り返すのも失礼だし。その中で、私なりに整理をしてみるんですが、これは前回、3カ月前の12月の一般質問の中における基本的な整理でございますけど、まず、この整理の確認をしたいと思うんですけれども、4点ぐらい確認をしたいんですが、この病院問題で最初に会議なるものができたのは、企業団を中心としたこの対馬医療圏の中心とした病院建設推進管理会議、24名ぐらいでされた、25名でしょうか、されたのが一番最初の起りです。これを中心にしたと。その計画は名称は対馬地区新病院基本計画ということでございます。それに対して、市長のほうからは「いづはら病院跡地活用が介護施設であり、対馬市民の生命を守る計画ではないので、異議がある」というふうな前回の答弁でございます。異議がありということです。

そして、2番目が平成25年の3月に長崎県が医療計画を作成をされております。「この長崎県の医療計画については、基本病床数と病院跡地の活用に対馬の意向が反映されていないので、異議があり」というふうな内容でございます。

そして、3番目が平成24年の6月の27日に離島振興法の改正がございました。そして、当然のごとく長崎県が地域の離振計画を立ててゐるわけでございますが、「この長崎県離島振興計画、この中には跡地利用は介護施設とあり、離振の10条8項にうたう病床の確保がなされていない」と、「対馬市の離島振興計画と違うので、異議あり」というふうな前回市長の答弁です。

そして、さらにもう1つ、そんなにその長崎県の計画がだめならば、異議があるならば、今の病院の建設を中止したらどうかという話をしたときに、市長はこう言っておられますよ。「基準病床の考え方、跡地利用の方向性について反対であり、市民の医療を守っていくためには今の病院建設には、これは異議がない」というふうなことでございますが、この以上の4点、議事録から拾ったもんでございますから間違いはないと思いますが、いかがでありますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議事録から拾われた分ですから、何の間違いもございません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうですよね。私もこれだけ異議があるというわけですから、私の場合はいつも異議なしでいってますけども、これだけ異議があるならば私も心配になります、また再度県のほうにいろいろとお尋ねをしました。お尋ねというのは、公開条例で知事宛てに文書を出させていただきました。その中で返ってきたのが、1月の20日で返ってきてます。これは去年出した分なんんですけど。

本当に論点となつていったこの基準病床算定の県外への流出強化の加算、これが非常に少ない

んじやないかというふうなお話が市のほうからあってます。これについては患者調査結果のデータをもとにして推測して決めたんだと。基づいて決めて加算をしており、県外への患者流出の状況は反映をしているんだと。現段階においては基準病床数を見直す予定はありませんということですよ。

それと、一番懸念するのは、これを最終的に決定する長崎県の医療審議会。ここで本当にこの対馬の状況が審議されたのかという深い懸念がありましたんで、確認をとってみました。そうすると、まずこういうふうに質問しております。「対馬地区医療圏において対馬市の意見をどのように審議されたのか」という質問をだしておりました。すると、こう返ってきております。「医療審議会において対馬の意見及び対応について資料として提出をして、御審議をいただいた」ということなんです。対馬の苦しい状況もやはり審議会にかけて理解を得ようとしたということです。

じゃあ、どういう審議会かといいますと、これがいつあったかといいますと、3月の19日やつてます。これは蒔本委員長、多分どっかのドクターなんでしょう。17名で構成されています。この議事録を見ると、長崎県医療計画の策定ということでこの17名で審議をされております。

このように十分に審議をされておるわけですから、それでも市長は異議があるというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その医療計画については何度もここで申し上げますが、隨時見直しをしてもいいんだよという国の方向性が出てる、だから、私どもは今県外流出の割合の問題等々についても県とも協議をしておりますし、そして、基準病床の決め方、3分の1条項がございますね。もう十分に御存じでしょうが、その割合についても基礎的データ等が整えば見直しを国と協議してもいいんだよというふうな協議まで進んでおります。それらを踏まえて、基準病床の見直し、医療計画の見直しということを国のはうは隨時やっていいんだという指導をされてるというふうな話でございます。

こう話聞いてまして、私いつも思うんけど、本当14番議員さんはいづはらにおけるケアミックスが必要でないという意味なのかなど、思いに常に至るんですけども、そういうことではなく、ともにそのあたりをつくり込んでいくために（「質問者は私です」と呼ぶ者あり）私どもは今汗をかいてるというふうなことだと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そういう批判をされるかもしれません、私は私なりに国のはうともいろいろ話をできました。言われるように、平成18年に医療改正をしてます、取り扱いについて。その中で、公的医療機関も含めた統合する場合の特別な措置もございます。それに

ついて当てはまるのか、はまらないのかということも検討してまいりました。なぜかというと、ああいう大きい病院だから、特に島政関係ございます。何かの形で残したいと、そういうふうな考えで国とも話をしてきましたが、これは法的には難しいんだと。しかし、言われるように、いつでも変えられると言うけれども、それは何回も言いますけど、人口がふえたとか特殊な事情しかできないように法律はなってるんですよ。だから、県はいつも今の段階じゃできないという答弁しかしないんですよ。そこが大きな食い違いですよ。できるできると思いよるから。

しかし、一番、市長、こんとせんでもいいけども、一番大事なのは、よろしいですか、さっき言った1番から3番までは全て異議があると、それじゃおかしいんだという話をされてますよね、前回。その3つのうちの1つでも、例えば、異議はなしと、例えば、賛成の話でも1つでもあればいいけども、3つとも異議があるということであれば、その3つのやつも全てそれぞれの機関の中で組織の中で審議をして、決定をしてるわけですよ、組織の中で。確かに市長は市民のことを思えば、それが妥当かもしれない。しかし、市長が考えること全てが正しいわけでもないんですよ。

いつぞや市長にとおられたすぐ後に、選挙約束事の肉づけの補正もございましたよね。そのときの補正でも、全会一致で否決をしたという経緯もあるんですよ。だから、市民のことを思うのはわかるけども、さっき言った審議会とかいろいろなものの中で構築をされて、そして、それぞれの考えでまとまったもの、これを遵守する、守る。これが民主主義なんですよ。一方的にこれがああだとかというのは、これは民主主義に外れますよ。そう思いませんか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民が巣原地域において一定の医療施設がほしいという思いがある限りにおいては、私はそのことをかなえるために走るのは当然の仕事だと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それはその考えはそれでいいと思いますよ。さっき言ったように、ルールというものがあるんですよ、世の中には。組織で決まったものはやはり反対であっても皆さんでまとめたものについてはよしとしなければならない、それが民主主義なんですよ。考えはわかりますよ、やりたいというのは。しかし、それは民主主義のルールから外れるんですよ。ということは、県に対してあなたたちの計画は間違っているということなんでしょう。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ルールとおっしゃいました。12月18日に決議されたのも、ある意味議会内のルールだと思います。その方向で小宮議員さんもしっかりと動いてもらうのも筋なんではないかと、私は感じております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 議会の意思の1つの表示であって、そういう大きい物事を決める長崎県の医療計画とか長崎県の離島振興計画とかは、たくさんの方で有識者の中で決めるんですよ。決めたものについては自然に従うのが人間のルールなんですよ。そういうところも基本的なところが欠けてると思います。

それと、この跡地の活用については今までの経過を見てみると、いろいろな会議がありますが、ここに今度は市が主催した対馬市新病院建設基本計画検討会というのが22年の11月の17日に第1回目の会議を持っております。なぜこのような会議を持ったかというと、この冒頭の見出しにもあるんですが、まず最初に申し上げましたこの推進会議というのが、まずできました。この推進会議の中においても、この推進会議の基本的な計画にはこの計画の主役となるべき市民の声が反映されていませんので、そこで、市に市民代表を委員とした対馬市新病院建設基準検討会の要請をしたと。その要請のもとにできたのが、この第1回開いた22年の11月の17日の会議ですよ。その後、約3カ月ちょっと経った後に、美津島町に病院の建設が決定をしたということです。そういう流れが1つあります。

この会議の中で、まず市長は出ておられます。そして、挨拶をされておられます。それはそうでしょう、冒頭挨拶されて。そして、まず委員の紹介があつてます。そして、協議の内容が3点ほどございます。その中に新病院建設基本計画と、病床数などの説明ということと、もう1つ基本構想についてという説明がございます。この説明をされたのは推進部長の桐谷部長が説明をしております。あらかた説明をした後に、委員から質疑があつてございます。その説明の中に、このようなところもございます。私が手元にそのときに出されたこの建設計画の資料ですよ。これは当初の推進会議とあまり内容は変わりませんけれども、これはその当時の部長がずっと読んだと思います。その中に、新病院の規模ということで説明をなされてると思います、間違いなく。そのところの欄に、一般病床は222床とするということです。全体で275の説明があつたるはずです。そして、それとは別に、現対馬いづはら病院の施設を活用した、介護または高齢者向けの施設の整備というふうなことで活字でうたってあります。そして、介護施設の関連ということで、このようにまたうたってます。現対馬病院の建物の介護施設に転換する構想を踏まえるというふうなことの説明の後に、委員からの質疑があつてます。

ということは、よろしいですか、市長、この新病院の規模、病床数、この説明を受けたときに、市長がいつも言うように対馬市民の生命を守らんといかんという、それは企業団が言う経営とかなんか関係ないじゃないかということを跡地利用検討委員会でも行っておられましたが、そこまで思い詰めてあつたんだから、この説明を聞いたときに自然と何か発言すべきじゃないんですか。説明者が一通り説明をした後の審議ですから、なぜこういう大事な項目があるのに、発言一つし

ないんですか。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当時のことについて記憶が戻ってきません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） じゃあ、記憶がないというのはおかしいじゃないんですか。いいですか、あなたは言いよるじゃないですか、対馬の市民の命を守るんだから、企業団、あなたたちは経営的なものを言ったらいかんじやないかと。利用委員会ではつきり言つとるじゃないですか。そういう固い認識があるならば、このときに病床は決まったんだと、そして、このように跡地は使用するんだということを部長が説明をして、本人はそこで聞いとるんですよ。記憶にないことはないでしょう。

ならば、つけ加えるけれども、いいですか、このときの質疑の中でこのように市長は答弁しますよ。これは診療所の体制はじゃあどうなるのかということで、委員から質疑があつてますよ。すると、市長、あなたですよ。あなたはこう答えてるんですよ。「今回はいづら病院と中対馬病院の統合で」、統合というのは2つが1つになるのを一般的には統合といいますよ。「統合で、豊玉診療所などはこれまでどおり継続して運営をする」という答弁をしてるんですよ。あなたがそのときに本当に心から、心でなければ別かもしねないが、心から市民の生命を守るという考えがあればここに何かつけ加えるとか、それが自然な人間の考えなんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいまの話を聞いておりましたら、豊玉診療所との関連を質問されたんじゃないかなと思います。そういう中で、豊玉診療所と新しい統合病院との関連について私は答てるんじゃないかなというふうに、今聞いておってそんなふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この診療所だけじゃなくて、本来あなたの頭の中に本当に対馬市民の生命を守ろうという考えがあれば、なぜかというと、この3カ月後には病院の決定をしてるんですから、場所の。こういう大事な会議の中でそういう発言すら一言もない。説明を受けながら。もともとその時点においてはこの跡地の問題、これについては全く考えてなかつたんじゃないんですか。素直なところを言ったほうが多い。すつきりしますよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当時のことが私のその中のことを思い出されませんが、少なくとも3月において、私はケアミックス型の方向でこれをつくり込んでいかなくてはいけないということでの場所決定をさせていただいたということで、御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 本当は何も考えてなかつたんですよ。そうじゃないですか。本当にそこで考えておれば、いや、首をしてもそうだもん。こういうときに発言をしないということは、これを認めたことなんですよ。認めて、これはそのまま流れとる。で、3月に発表しとるんですよ。認めたんだから、これをその場で。その後に、いやこれは、ああこれはとか、そんな民主主義に反するような考えでどうしますか。そこもまた基軸がずれてるんですよ。

本当は選挙のために勝ちたかったんだと。巖原の票をいたただくために勝ちたかったんだと。だから、このときは何も考えてなかつたけれども、病院建設を決めたときに、これはいかんと言つて、そのとき初めてケアミックスという言葉が出てきよるんですよ、文書的にも。それが本当なんでしょうが。人間は素直さが大事ですよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 14番議員のような歪曲した人の理解しかできないのは、とても寂しいことだなというふうに思いながら、聞いておりました。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私も議員するようでこういうのは珍しいですよ。

こういう大事な会議に発音をせずに認めたということは、この基本計画を認めとるんですよ。その後においてぐだぐだぐだぐだ、これは機軸がずれてる。

なぜ機軸がずれてるかということをこれから説明しましょうか。これはいつも私が言うんですけど、職員の採用問題、任期付きの。議長笑ってますけど、これだけは私は何回も言うんですよ。間違つとるんだから、ちょっと訂正してみたらどうかと。いや、それはしないとか、そして、一番寂しいのは、副市長が2人もおるんだから意見を聞いてみたらどうかということでも、なかなかマイクを渡そとしない。

そこで、11分しかありませんけども、なぜ機軸がずれてるかということをまず考えてみたいと思うんですけど、ここに一般職員の採用、この前おやめになった方ですよね。特別の政策マネージャーのお話になるんですけど、やめるはずでしょうね、こういうふうないいかけんな解釈の中で雇った人ですから。ここにこうあるんですよ、それよく見てくださいよ。私が悪いように聞こえるから、いつも。第2条、任命権者は高度な専門的なすぐれた人を雇うときはっていうことです、2条の1項。今度は2条の2項です。任命権者は前項の規定によるほか、前項というものはこの1項なんですよ。規定によるほかはこの2項で採用をしなさいということなんです。前項の規定によるほか、赤色の部分です。これ以外はこちらで採用をしなさいよと。今回の採用はこの1項の採用になると私は考えています。なぜかというと、ここにもありますが、第9条、これは規則の分です、第9条、条例第2条1項というのは先ほどのこの上分です。高度な専門的な技

能、これを持つてる人の採用なんですよ、いいですか。第2条1項の規定による任期を定める採用した職員の職務は、以下の表なんだと。じゃあ、誰を採用したのかということは、以前松原さんがおられましたけど、政策補佐官、そして政策マネジャー、途中でリタイアしてるんですよ。これは1項なんですよということを、私は記録調べたら4回も言ってますよ。だから、訂正を加えたらどうかという話をしても、一向に聞こうとしない。このように、1項も2項も判断ができないようなことじや市政は任せられませんよ。

しかば、せっかくだから、あと8分ありますけど、副市長2人おられるから、この前はこれが1項、2項、一緒だと言うから、じゃあどうですかとお話ししたけども、じゃあ、この1項、2項は一緒なのか。一緒なれば私はこういう質問をする私自身がおかしいんだから、すぐこれは市長のように私はやめんといかんですよ。どうですか、副市長。答弁はできないでしょうから、市長のほうから言ってくださいよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 通告外につき、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私がこの質問でお願いしよるんですよ。2人おるんだから、1人でもいいじゃないですか。

要するに、常識的なものなんですよ、常識的なもの。これを自分の固い意志で阻止するんですよ。そういう人にこの大事な対馬の市政を預けられない。

何回も言うけども、訂正の時期も私も示しましたよ。それでも、聞こうとしないんだから。政治事は1人でできるもんじゃないんですよ、皆さんでやっていかんといかん。そうさっき私に言われましたよね。そういう考えがあるならば、もっと人の話を聞いてやっていかんといかんじゃないですか。

1項も2項も一緒だなんて、あんた、とんでもない話ですよ。もしこれが1項も2項も一緒ならば、この見識者がそういう判断をすれば、私あしたからもう議会に来ませんよ。逆に、これが1項も2項も違うと言うならば、またいろいろありますけど。

こういう基本的な考え方の個人の感情的なもの、ほかにもあるでしょうけども、それでふさぐようじやだめだ。もっと心を開いて、胸襟を開いてやっていかんといけないと思いますよ。

前回私ちょっと示しましたけど、これは厳原町の中田金物がございます。この中に、前回も言いましたが、世の中で一番惨めな人は、ここですよ、平気でうそを言いとおす人である。いい言葉じゃないですか。市長、どう思いますか。世の中で一番惨めな人は、平気でうそを言いとおす人である。まさにですよ。そういう人を対馬のリーダーだめだ。寂しいじゃないですか。自分がだめだと思ったら、こういうふうな解釈で人の話を聞いて、どうだろうかという話を聞いて、

ああ、1項も2項も一緒じゃないんだという認識が十分あるんですよ。だから、ああいう発言するんだ。

だから、そういう人にもう市政は任せるわけにはいかないというのが、さっきの5人の人の意見ですよ。この世の中で一番惨めな人が、あんた何で市長をやる必要があるんですか。すぐやめるように。

以上。

○議長（作元 義文君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） これで本日予定しておりました一般質問は終わりました。

明日は引き続き市政一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時40分散会
